

第2回肝属川水系流域治水協議会
第7回肝属川水系水防災意識社会再構築協議会

日時:令和3年3月22日(月)13:30~

場所:web会議

議事次第

1. 開会
2. 挨拶
3. 規約の確認
4. 議事
 - ・現在までの状況、近年の肝属川における出水概要
 - ・流域治水プロジェクト最終とりまとめについて
 - ・ソフト対策に関する現在までの進捗と今後の進捗管理
5. その他(質疑応答)
6. 閉会

第2回肝属川水系流域治水協議会 出席者名簿 委員・参加者 名簿

(日時) 令和3年3月22日(月) 13:30～

(場所) web会議 (zoom)

| 機関名 | 役職 | 氏名 | 出欠 | 備考 |
|--------------------------|----------------------|--------|----|---------|
| 鹿屋市 | 市長 | 中西 茂 | 出 | 協議会メンバー |
| 鹿屋市 | 建設部長 | 西小野 孝 | 出 | 幹事会メンバー |
| 鹿屋市 | 市民生活部長 | 中 裕則 | 出 | 幹事会メンバー |
| 鹿屋市 | 串良総合支所長 | 坂元 賢郎 | 出 | 幹事会メンバー |
| 鹿屋市 | 道路建設課雨水河川係長 | 藏屋 貴光 | 出 | 参加者 |
| 鹿屋市 | 安全安心課防災専門官 | 温水 智洋 | 出 | 参加者 |
| 肝付町 | 町長 | 永野 和行 | 出 | 協議会メンバー |
| 肝付町 | 総務課長 | 永井 宏 | 出 | 幹事会メンバー |
| 肝付町 | 建設課長 | 城ヶ崎 政文 | 出 | 幹事会メンバー |
| 東串良町 | 町長 | 宮原 順 | 出 | 協議会メンバー |
| 東串良町 | 総務課長 | 江口 勝志 | 出 | 幹事会メンバー |
| 東串良町 | 建設課長 | 甫村 良教 | 出 | 幹事会メンバー |
| 東串良町 | 建設課長補佐 | 上別府 悟 | 出 | 参加者 |
| 東串良町 | 総務課危機管理係長 | 内村 大輔 | 出 | 参加者 |
| 鹿児島県 | 土木部長 | 児島 優一 | 出 | 協議会メンバー |
| 鹿児島県 | 危機管理防災局長 | 橋口 秀仁 | 出 | 協議会メンバー |
| 鹿児島県 | 危機管理防災局 災害対策課 課長 | 黒崎 光生 | 出 | 幹事会メンバー |
| 鹿児島県 | 危機管理防災局 災害対策課 専門員 | 谷口 憲一 | 出 | 参加者 |
| 南部九州土地改良調査 管理事務所 | 所長 | 平山 和徳 | 出 | 協議会メンバー |
| 南部九州土地改良調査 管理事務所 | 企画課長 | 島田 憲次 | 出 | 幹事会メンバー |
| 南部九州土地改良調査 管理事務所 | 水利調整専門官 | 諸岡 司 | 出 | 参加者 |
| 南部九州土地改良調査 管理事務所 | 調査計画専門官 | 溝添 正一 | 出 | 参加者 |
| 九州森林管理局 大隅森林管理署 | 署長 | 山本 文雄 | 出 | 協議会メンバー |
| 森林研究・整備機構 鹿児島水源林整備事務所 | 所長 | 田坂 隆治 | 出 | 協議会メンバー |
| 森林研究・整備機構 鹿児島水源林整備事務所 | 主幹 | 戸高 竜一 | 出 | 幹事会メンバー |
| 鹿児島地方気象台 | 台長 | 益子 直文 | 出 | 協議会メンバー |
| 大隅河川国道事務所 | 所長 | 岩男 忠明 | 出 | 協議会メンバー |
| 大隅河川国道事務所 | 副所長 | 松本 和信 | 出 | 幹事会メンバー |
| 大隅河川国道事務所 | 調査第一課長 | 門田 仁 | 出 | 事務局 |
| 大隅河川国道事務所 | 調査係長 | 東城 彰宏 | 出 | 事務局 |

肝属川水系流域治水協議会 規約

(設置)

第1条 本協議会は、「肝属川水系流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、肝属川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。
2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

(幹事会)

第4条 協議会に幹事会を置く。
2 幹事会は、別表2の職にある者をもって構成する。
3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。
2 肝属川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討。
3 河川に関する対策、流域に関する対策、避難・水防等に関する対策を含む、「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
4 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
5 その他、流域治水に関して必要な事項。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り非公開とすることができる。
2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

- 第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

- 第8条 協議会及び幹事会の円滑に行うため事務局を置く。
- 2 事務局は九州地方整備局大隅河川国道事務所に置く。

(雑則)

- 第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

- 第11条 本規約は、令和 2年 8月 4日から施行する。
令和 3年 3月 22日改正

肝属川水系流域治水協議会 名簿

鹿屋市長

肝付町長

東串良町長

鹿児島県 土木部長

鹿児島県 危機管理防災局長

九州農政局 南部九州土地改良調査管理事務所長

九州地方整備局 大隅河川国道事務所長

九州森林管理局 大隅森林管理署長

(国研) 森林研究・整備機構 鹿児島水源林整備事務所長

気象庁 鹿児島地方气象台長

肝属川水系流域治水協議会 幹事会 名簿

鹿屋市 市民生活部長
鹿屋市 建設部長
鹿屋市 串良総合支所長
肝付町 総務課長
肝付町 建設課長
東串良町 総務課長
東串良町 建設課長
鹿児島県 危機管理防災局 災害対策課長
鹿児島県 土木部 河川課長
鹿児島県 土木部 砂防課長
鹿児島県 環境林務部 森づくり推進課長
鹿児島県 大隅地域振興局 建設部 河川港湾課長
鹿児島県 大隅地域振興局 農林水産部 林務水産課長
鹿児島県 大隅地域振興局 農林水産部 農村整備課長
九州農政局 南部九州土地改良調査管理事務所 企画課長
九州地方整備局 大隅河川国道事務所 副所長
九州森林管理局 大隅森林管理署 総括治山技術官
（国研）森林研究・整備機構 鹿児島水源林整備事務所 主幹
気象庁 鹿児島地方气象台 防災管理官

肝属川水防災意識社会再構築協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、「肝属川水防災意識社会再構築協議会」(以下「協議会」という)と称する。

(設置)

第2条 水防法第十五条の九に基づく「大規模氾濫減災協議会」として、「肝属川水防災意識社会再構築協議会」(以下「協議会」)を設置する。

(目的)

第3条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、関係者が連携して、洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。

(協議会の対象河川)

第4条 協議会は、肝属川、串良川、高山川、始良川、下谷川、その他肝属川水系における指定区間内の一級河川を対象とする。

(協議会の構成)

第5条 協議会は別表1の職にあるものをもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求める事ができる。

(幹事会の構成)

第6条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は別表2の職にある者をもって構成する。

3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第7条 協議会は次の各号に掲げる事項を実施する。

一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。

二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑迅速な氾濫水の排水等を実現するために、各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 毎年、協議会を開催するなどして、地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。また、本協議会等を中心として、毎年出水期前にトップセミナーや堤防の

共同点検等を実施、情報の共有を図る。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

(会議の公開)

第8条 協議会は原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第10条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は国土交通省九州地方整備局大隅河川国道事務所調査第一課及び鹿児島県土木部河川課に置く。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関して必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第12条 本規約は、平成30年 5月28日から施行する。

肝属川水防災意識社会再構築協議会

九州地方整備局 大隅河川国道事務所長
気象庁 鹿児島地方气象台長
鹿児島県 土木部長
鹿児島県 危機管理防災局長
鹿屋市長
肝付町長
東串良町長

肝属川水防災意識社会再構築幹事会

九州地方整備局 大隅河川国道事務所 副所長
気象庁 鹿児島地方气象台 防災管理官
鹿児島県 土木部 河川課長
鹿児島県 危機管理防災局 危機管理課防災対策室長
鹿児島県 大隅地域振興局 建設部 河川港湾課長
鹿屋市 建設部長
鹿屋市 市民生活部長
肝付町 総務課長
肝付町 建設課長
東串良町 総務課長
東串良町 建設課長